#### 株 主 各 位

広島市中区小網町6番12号 株式会社 中 電 工 代表取締役会長 神 出 亨

#### 第100回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

このたびの平成28年熊本地震により、被災された皆様に心からお見舞い申しあげます。

さて、当社第100回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、次のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、平成28年6月27日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

#### [郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限 までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法 (インターネット等) による議決権行使の場合]

45頁【議決権の行使等についてのご案内】をご覧いただき、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

なお、当社は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しておりますので、当該プラットフォームにより議決権を行使いただくことができます。

敬具

記

**1.日 時** 平成28年6月28日(火曜日) 午前10時

受付開始は、午前9時を予定しております。 開会直前は受付の混雑が予想されますので、 お早めにご来場ください。

2.場 所 広島市中区小網町6番12号 (平和大通り電気ビル) 当社本店11階大会議室

#### 3. 目 的 事 項

報告 事項

- 1. 第100期 (自 平成 27年4月1日) 事業報告、連結計算書類 および計算書類の内容報告の件
- 2. 会計監査人および監査役会の第100期連結計算書類監査 結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役12名選任の件

第4号議案 監査役2名選任の件

第5号議案 取締役(社外取締役分)の報酬額の改定および監査役の報酬

額の改定の件

第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株

予約権の行使条件の改定の件

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申しあげます。
- ◎ 当社は、法令および定款の規定に基づき、次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.chudenko.co.jp/info/stock/) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類 には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表

なお、本招集ご通知の添付書類の連結計算書類および計算書類は、監査役または会計監査人が監査報告または会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。

また、ウェブサイト掲載分につきましては、ご希望される株主様に郵送させていただきますので、当社総務部宛(電話082-291-7411)にお申し出ください。

◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類の記載すべき事項について修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (http://www.chudenko.co.jp/info/stock/) に掲載いたしますのでご了承ください。

#### (添付書類)

# 事業報告(自 平成27年4月1日)

#### 1. 企業グループの現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、輸出・生産面において新興国経済の減速の影響もみられたものの、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより、景気は緩やかな回復を続けてきました。

建設業界におきましては、公共投資は緩やかな減少傾向にあるものの、民間設備投資は緩やかな増加基調にあり、総じて好調な受注環境が続く一方、人手不足など厳しい状況も続きました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、太陽光発電設備工事は 買取価格の低下などにより減少しましたが、営業・工事の各部門が一体となって リニューアル工事の提案営業など積極的な営業活動を展開したことや、電柱建替 等の配電線工事の増加に適切に対応したことなどにより、売上高につきましては、 前年度を上回ることとなりました。

営業利益につきましては、売上高の増加および原価低減の一層の徹底などにより前年度を上回ることとなりました。

経常利益につきましては、営業利益が増加したものの、営業外収益として計上 した投資有価証券償還益が減少したことなどにより前年度を下回ることとなりま した。

親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、経常利益が減少したものの、 投資有価証券売却益を特別利益として計上したことなどにより前年度を上回ることとなりました。

当連結会計年度の業績は、次のとおりであります。

(企業グループの当連結会計年度の業績) (単位:百万円)

(正パノル・	• • •		( TE - D/J J
区 :	分	業績	前年度比増減
売 上	高	147,752	1.5%増
営 業 利	益	10,977	16.4%増
経 常 利	益	14,804	8.2%減
親会社株主に帰属する当期	純利益	10,889	3.8%増

#### (当社の当期受注高・売上高・繰越高)

	· · ·							
工事種別	前 期 繰越高	当 期 受注高	前期比	当 期 売上高	前期比	構成比	次 期 繰越高	前期比
屋内電気工事	42,685	76,570	96.2 %		95.4 %	53.3 %	47,653	111.6 %
空調・管工事	12,661	20,412	92.8	21,629	106.6	16.1	11,444	90.4
情報通信工事	1,321	4,810	105.9	4,265	73.6	3.2	1,866	141.3
配電線工事	340	32,152	110.5	32,038	109.9	23.8	454	133.5
発送変電工事	2,190	5,751	128.0	4,810	132.7	3.6	3,131	143.0
合 計	59,198	139,697	100.0	134,345	100.3	100.0	64,551	109.0

(単位: 百万円)

#### (2) 対処すべき課題

今後の経済見通しにつきましては、企業収益や雇用・所得環境の改善傾向が続く中で、各種政策の効果もあって、国内景気は緩やかな回復を続けていくことが期待されます。一方、中国を始めとする新興国等の景気の下振れや、金融市場の変動の影響により景気が下押しされるリスクがあります。

このような状況のもと、当社グループが、将来にわたり持続的な発展を遂げていくため、「経営基盤の強化と更なる成長」をテーマとした中期経営計画(2015~2017年度)を策定しております。

この計画では、次の主要施策と数値目標を掲げ、コア事業の強化と将来を見据 えた成長戦略による事業の拡大を目指してまいります。

#### 〔主要施策〕

① 受注の確保・拡大	・ 中国地域における営業基盤の強化 ・ 都市圏の事業拡大 ・ 成長戦略による事業拡大
② 利益の確保・拡大	・ 適正な原価管理の徹底 ・ 中電エグループ全体での生産性の向上
③ 活力を生む"人づくり"	・ 中電工グループ全体での人材の確保 ・ 次世代リーダーの育成 ・ 「より高度な仕事をする」環境の構築
④ 品質の向上	・お客様満足度の向上

#### 〔数値目標(連結)〕

				2017	年度
売		E	高	1,	,500億円
営	業	利	益	(4.7%)	70億円

中期経営計画の初年度である当連結会計年度では、上記諸施策に順次取り組み、 3頁「(1)事業の経過およびその成果」のとおり一定の成果が上がりました。

引き続き、テーマの一つである「経営基盤の強化」については、更に確固たるものにするため、取り組みを進めてまいります。

また、もう一方のテーマである「更なる成長」については、補強・スピードアップが必要な施策について重点的に取り組み、M&A、研究開発、人材育成等への将来を見据えた投資を積極的に実施いたします。

この計画期間ではその投資枠として300億円を設定しており、現段階では太陽 光発電事業へ約34億円、農業関連事業へ約6億円の合計約40億円の出資を実施ま たは予定しております。引き続き、持続的な成長のための投資を行ってまいりま す。

株主の皆様におかれましては、今後とも当社グループの事業に格別のご理解と ご支援を賜りますよう、お願い申しあげます。

#### (3) 設備投資等の状況

当連結会計年度に当社グループで実施しました設備投資の総額は38億3百万円であり、事業場の整備・拡充、工具、事務機器等の更新を中心に行っております。

#### (4) 財産および損益の状況の推移

① 企業グループの財産および損益の状況の推移 (単位:百万円)

$\overline{}$							
	区	分		平成24年度 第97期	平成25年度 第98期	平成26年度 第99期	平成27年度 第100期 (当連結会計年度)
売	Т		剾	118,038	136,396	145,547	147,752
営	業	利	益	3,243	7,231	9,430	10,977
経	常	利	益	5,946	17,861	16,130	14,804
親会社	上株主に帰属	属する当期	純利益	1,665	13,502	10,492	10,889
(1村	株当たり:	当期純	利益)	(28.35円)	(229.81円)	(178.29円)	(185.97円)
総	資	ť	産	226,968	248,314	261,858	260,073
純	資	ť	産	188,152	202,804	216,047	215,058

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、第98期・第99期・第100期の自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」導入において設定した「中電工従業員株式投資会専用信託□」が所有する当社株式の数を加算しております。
  - 2. 第99期より工事原価の計上方法を変更しているため、第98期の財産および損益の状況について遡及処理後の数値を記載しております。

#### ② 当社の財産および損益の状況の推移

	X		分		平成24年度 第97期	平成25年度 第98期	平成26年度 第99期	平成27年度 第100期(当期)
受		注		副	113,036	133,232	139,727	139,697
売		上		高	108,279	124,618	133,944	134,345
営	業		利	益	3,114	6,404	8,213	9,852
経	常		利	益	6,596	17,055	14,919	13,727
当	期	純	利	益	2,457	13,180	10,054	10,463
(1	株当た	り当	期純和	リ益)	(41.83円)	(224.33円)	(170.84円)	(178.70円)
総		資		産	219,624	239,203	252,419	250,576
純		資		産	185,297	199,070	209,462	209,417

(単位:百万円)

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は自己株式数控除後の期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。なお、第98期・第99期・第100期の自己株式数には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」導入において設定した「中電工従業員株式投資会専用信託口」が所有する当社株式の数を加算しております。
  - 2. 第99期より工事原価の計上方法を変更しているため、第98期の財産および損益の状況について遡及処理後の数値を記載しております。

#### (5) 親会社および子会社の状況(平成28年3月31日現在)

① 親会社の状況

当社には親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の議決権比率(%)	主要な事業内容
三親電材株式会社	72 百万円	50.03	電気機器・工事材料の販売
中工開発株式会社	20 百万円	100.00	保険代理・リース
株式会社イーペック広島	20 百万円	100.00	電気・電気通信・空調管工事 等の設計・積算
株式会社中電エテクノ	20 百万円	100.00	配電線工事の施工
株式会社広島エレテック	20 百万円	100.00 (3.64)	一般電気工事等の設計・施工
株式会社岡山エレテック	20 百万円	100.00	一般電気工事等の設計・施工
株式会社山口エレテック	20 百万円	100.00	一般電気工事等の設計・施工
株式会社島根エレテック	20 百万円	100.00	一般電気工事等の設計・施工
株式会社鳥取エレテック	20 百万円	100.00	一般電気工事等の設計・施工
CHUDENKO(Malaysia) Sdn.Bhd.	6 研マレーシア リンギット	100.00	一般電気工事等の設計・施工

- (注) 1. 上記10社は、いずれも連結子会社であります。
  - 2. 中工開発株式会社は、平成27年4月1日付で連結子会社へ変更しております。
  - 3. 当社の議決権比率の()内は、間接所有割合で内数であります。
  - ③ その他の重要な企業結合の状況

中国電力株式会社は、当社の議決権を42.06%(うち間接所有0.21%)所有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。

#### **(6) 主要な事業内容**(平成28年3月31日現在)

当社グループは、設備工事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により、特定建設業者として国土交通大 臣許可を受け、屋内電気工事、空調・管工事、情報通信工事、配電線工事、発送 変電工事を設計施工しております。

#### **(7) 主要な事業場**(平成28年3月31日現在)

#### ① 当社の主要な事業場

名			7	称	所	在	地	名			称	所	在	地
本				店	広	島	県	東	京	本	部	東	京	都
広島	統	括	支	社	広	島	県	大	阪	本	部	大	阪	府
岡山	統	括	支	社	岡	Ш	県	九	州	支	社	福	岡	県
Ш□	統	括	支	社	Ш		県	兀	玉	支	社	香	Ш	県
島根	統	括	支	社	島	根	県	電	力 强	建 設	所	広	島	県
鳥取	統	括	支	社	鳥	取	県		-	_			_	

<sup>(</sup>注) 上記以外に108か所の事業場があります。

#### ② 重要な子会社の事業場

会	社	名	本后	与所在	E地	営	:	業	所
三親冒	電材 株式	七会 社	広	島	県	広島	営業所	ほか19	か所
中工房	引発 株 云	七会 社	広	島	県	岡山	営業所	ほか3た	か所
株式会社	はイーペッ	ク広島	広	島	県	な	U		
株式会	社中電工	テクノ	広	島	県	広島	営業所	ほか8	か所
株式会社	社広島エレ	テック	広	島	県	福山	」支 店		
株式会社	注岡山エレ	テック	岡	Ш	県	倉敷	営業所		
株式会社	注山口エレ	テック	Ш		県	ШП	営業所	ほか1	か所
株式会社	社島根エレ	テック	島	根	県	な	U		
株式会社	性鳥取エレ	テック	鳥	取	県	米子	営業所		
CHUDE Sdn.Br	ENKO(Ma nd.	alaysia)	マレ	ノーミ	ノア	な	し		

#### (8) 従業員の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業グループの従業員の状況

従 業 員 数	前年度末比増減
4,124名	61名増

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
3,518名	6名減	41.0歳	20.2年

(注) 平均年齢、平均勤続年数は、表示未満の端数を切り捨てて表示しております。

#### **2. 会社の株式に関する事項**(平成28年3月31日現在)

(1) 発行可能株式の総数 26

260,000,000株

(2) 発行済株式の総数

58.357.181株(自己株式6.780.936株を除く)

(3) 株 主 数

5,389名

(4) 大 株 主

(1) ) (1)				
株	主	名	持株数(株)	持株比率(%)
中国電力株式会社			24,392,259	41.80
日本トラスティ・サー 行再信託分・株式会社	-ビス信託銀行株式記 もみじ銀行退職給作	会社(三井住友信託銀 寸信託□)	1,673,900	2.87
いちごトラスト・ピー	ティーイー・リミラ	テッド	1,673,400	2.87
株式会社中国銀行			1,398,619	2.40
日本トラスティ・サー	・ビス信託銀行株式会	会社 (信託口)	1,361,400	2.33
日本マスタートラスト	信託銀行株式会社	(信託口)	1,295,900	2.22
株式会社山陰合同銀行	-		1,256,481	2.15
明治安田生命保険相互	会社		1,129,465	1.94
株式会社山口銀行			1,000,279	1.71
株式会社広島銀行			936,180	1.60

- (注) 1. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式6,780,936株を控除して算出しております。
  - 2. 自己株式には、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」導入において設定した「中電工従業員株式投資会専用信託口」が所有する当社株式60,300株を含んでおりません。
  - 3. 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・株式会社もみじ銀行退職給付信託口) の持株数1,673,900株は、株式会社もみじ銀行の信託財産であります。

#### (5) その他株式に関する事項

- ① 当社は、株主還元の充実および資本効率の向上のため、平成27年8月28日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を決議し、平成27年8月31日に700,000株(自己株式を除く発行済株式総数に対する割合は1.19%)の自己株式を総額1.672.300.000円で取得しております。
- ② 当社は、当社従業員に対し、福利厚生の拡充とともに、中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与することで勤労意欲の高揚を図り、業績の向上ひいては株式価値の向上に寄与することを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を平成25年12月から導入しております。

本プランでは、当社が信託銀行に「中電工従業員株式投資会専用信託口」(以下、「本信託」といいます。)を設定し、本信託は、設定後3年間にわたり中電工従業員株式投資会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、本信託から中電工従業員株式投資会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で本信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、本信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により本信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において本信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

#### (1) 当社役員が有している当社の新株予約権等

(平成28年3月31日現在)

役員区分	新株予約権等の内容の概要	8年3月31日現在) 新株予約権等の 保有者数
	①名称 株式会社中電工第1回(平成24年度)新株予約権 ②目的となる株式の種類および数 普通株式 44,100株 ③新株予約権の払込金額 1個当たり64,900円 ④新株予約権の権利行使価額 1株当たり1円 ⑤新株予約権の行使期間 平成24年8月2日~平成54年8月1日 ⑥新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社の役員の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り、新株予約権を 行使することができる。	7名
取 締 役 (社外取締役を除く)	①名称 株式会社中電工第2回 (平成25年度) 新株予約権 ②目的となる株式の種類および数 普通株式 37,000株 ③新株予約権の払込金額 1個当たり104,800円 ④新株予約権の権利行使価額 1株当たり1円 ⑤新株予約権の行使期間 平成25年7月30日~平成55年7月29日 ⑥新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社の役員の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り、新株予約権を 行使することができる。	7名

役員区分	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等の 保有者数
取締役	①名称 株式会社中電工第3回 (平成26年度) 新株予約権 ②目的となる株式の種類および数 普通株式 37,700株 ③新株予約権の払込金額 1個当たり149,200円 ④新株予約権の権利行使価額 1株当たり1円 ⑤新株予約権の行使期間 平成26年7月31日~平成56年7月30日 ⑥新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社の役員の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り、新株予約権を 行使することができる。	11名
(社外取締役を除く)	①名称 株式会社中電工第4回(平成27年度)新株予約権 ②目的となる株式の種類および数 普通株式 26,300株 ③新株予約権の払込金額 1個当たり226,400円 ④新株予約権の権利行使価額 1株当たり1円 ⑤新株予約権の行使期間 平成27年7月31日~平成57年7月30日 ⑥新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社の役員の地位を喪失した日の翌日から10日間に限り、新株予約権を 行使することができる。	12名
社外取締役	_	_
監査役	_	_

# (2) 当期中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

該当ありません。

## 4. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等

(平成28年3月31日現在)

	氏	名	地 位	担当	重要な兼職の状況
神	出	÷	代表取締役会長		株式会社広島ホームテレビ取締役
小	畑	博文	代表取締役社長		一般社団法人広島電業協会会長
峰		賢 -	代表取締役副社長 兼 執 行 役 員	東京本部長	
畝		由紀男	代表取締役専務 兼 執 行 役 員	業   務   全   般     営   業   本   部   長     兼   人   材   開   発   担   当	株式会社サンフレッチェ広島取締役
金	Ш	隆幸	専務取締役 兼執行役員	技 術 本 部 長   兼 原 価 管 理 担 当   兼 資 材 担 当	CHUDENKO(Malaysia)Sdn.Bhd.取締役
法	宗	亨昭	常務取締役兼執行役員	電 力 本 部 長 兼安全衛生・品質環境担当	株式会社岡山エレテック監査役
四刀	5⊞	ħ	常務取締役兼執行役員	経理部長兼労務担当兼情報システム担当	株式会社広島エレテック監査役
國	木	恒ク	常務取締役兼執行役員	経営企画室長兼事業創出担当	株式会社山口エレテック監査役
伊	藤	聖彦	取 締 役 兼 執 行 役 員	営業本部副本部長 兼営業本部ソリューション営業部長	株式会社イーペック広島監査役
堤		孝信	取 締 役 兼 執 行 役 員	技術本部副本部長兼技術本部電気技術部長	株式会社中電エテクノ監査役
緒	方	秀文	取 締 役 兼 執 行 役 員	秘     書     室     長       兼     総     務     部     長       兼     人     事     担     当	株式会社島根エレテック監査役 株式会社鳥取エレテック監査役 株式会社中電エワールドファーム取締役
熊	崎	村 き	取 締 役 兼 執 行 役 員	広島統括支社長	
榎	$\blacksquare$	好 -	取   締   役     (社外取締役)		学校法人鶴学園監事
赤	丸	達治	常任監査役	常勤	中工開発株式会社監査役
廣	Ш	夯	監 査 役	常勤	株式会社ホテルグランヴィア広島監査役 三 親 電 材 株 式 会 社 監 査 役
信	末	一 龙	監 査 役 (社外監査役)		中国電力株式会社代表取締役副社長
椎	木	9 t	監 査 役 (社外監査役)		弁 護 士
Ш	平	伴束	監 査 役 (社外監査役)		公益財団法人ひろしま美術館常務理事兼副館長 株式会社あじかん社外取締役

- (注) 1. 社外役員の重要な兼職先である法人等と当社との関係
  - ① 榎田好一氏は、学校法人鶴学園の監事を兼職しております。 当社と学校法人鶴学園との間に空調・管工事等の取引関係があり、その取引額は少額であります。
  - ② 信末一之氏は、中国電力株式会社の代表取締役副社長を兼職しております。 当社は中国電力株式会社の関連会社であり、配電線、発送変電工事等の取引関係があります。
  - ③ 椎木タカ氏は、弁護士を兼職しておりますが、当社との間に特別の利害関係はありません。
  - ④ 川平伴勅氏は、公益財団法人ひろしま美術館の常務理事兼副館長および株式会社あじかんの社外取締役を兼職しております。

当社と公益財団法人ひろしま美術館との間に屋内電気工事等の取引関係があり、その取引額は少額であります。

また、当社と株式会社あじかんとの間に特別の利害関係はありません。

- 2. 川平伴勅氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 3. 榎田好一氏、椎木タカ氏および川平伴勅氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
- 4. 執行役員(取締役兼務者を除く)

#### (平成28年3月31日現在)

	(半成20年3月31日現住)
氏 名	担当
加藤和生	資材部長
猶崎博文	大阪本部長
延 原 政 行	岡山統括支社長
最 紙 孝	技術本部空調管技術部長
金坂弘一	鳥取統括支社長
加藤勝文	広島中部支社長
門野内幸晴	技術本部技術センター長
勝部治政	島根統括支社長
属 吉行	考査室長
籔 内 未 男	<b>倉敷支社長</b>
増 重 恭 一	営業本部設計部長
岡﨑啓二	営業本部海外事業部長
林  睦 博	<b>労務部長</b>
硯 俊彦	電力本部副本部長兼電力本部配電部長
西 川 幸三郎	山□東部支社長
川谷伸哉	技術本部情報通信技術部長
岡崎誠次	山□統括支社長
上野清文	営業本部営業部長
井ノロ 啓 二	人事部長

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各監査役は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額であります。

#### (3) 当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額

		報酬等の種類別の総額(百万円)			
役員区分	報酬等の総額 (百万円)	確定金額 報酬	業績連動型 報酬	株式報酬型 ストック オプション	対象となる 役員の員数 (名)
取 締 役	420	176	184	59	14
(うち社外取締役)	(4)	(4)	(-)	(-)	(1)
監 査 役	66	66	_	(-)	7
(うち社外監査役)	(13)	(13)	(-)		(4)

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役の使用人給与相当額の支給総額104百万円があります。
  - 2. 取締役の報酬は、確定金額報酬、業績連動型報酬および株式報酬型ストックオプションとしており、監査役の報酬は、確定金額報酬のみとしております。

なお、社外取締役は、確定金額報酬のみとしております。

- ① 取締役の確定金額報酬
  - 取締役の確定金額報酬は、年額300百万円以内(うち、社外取締役分は年額5百万円以内)としております。
- ② 取締役の業績連動型報酬 取締役(社外取締役を除く)の業績連動型報酬は、次の報酬額表のとおりとしてお ります。

#### (報酬額表)

連結営業利益水準	報酬額
50億円以上	190百万円以内
40億円以上 ~ 50億円未満	155百万円以内
30億円以上 ~ 40億円未満	125百万円以内
20億円以上 ~ 30億円未満	100百万円以内
10億円以上 ~ 20億円未満	80百万円以内
5億円以上 ~ 10億円未満	65百万円以内
5億円未満	0

- ③ 取締役の株式報酬型ストックオプション 取締役(社外取締役を除く)の株式報酬型ストックオプションは、報酬として年額 80百万円以内の範囲で、ストックオプションとして新株予約権を割り当てることとしております。
- ④ 監査役の確定金額報酬 監査役の確定金額報酬は、年額70百万円以内としております。

#### (4) 社外役員に関する事項

社外役員の主な活動状況

役員区分	氏 名	主な活動状況
取締役	榎田好一	当期中に開催した取締役会12回のうち11回に出席したほか、その他重要な会議等に出席し、同氏の豊富な経験、幅広い知識を活かし、当社経営に関して客観的な視点から発言を行っております。
監 査 役	信末一之	当期中に開催した取締役会12回のうち8回に、また、当期中に開催した監査役会13回のうち7回に出席し、主に電力業界要職としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	椎木タカ	監査役就任後に開催した取締役会10回すべてに、また、監査 役就任後に開催した監査役会10回すべてに出席したほか、そ の他重要な会議等に出席し、弁護士としての豊富な経験等に より発言を行っております。
監査役	川平伴勅	監査役就任後に開催した取締役会10回すべてに、また、監査 役就任後に開催した監査役会10回すべてに出席したほか、そ の他重要な会議等に出席し、企業経営者としての豊富な経験 と金融に関する専門的な視点から発言を行っております。

#### 5. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

#### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人有限責任監査法人トーマツは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額であります。

#### (3) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区 分	報酬等の額
①当期に係る会計監査人の報酬等の額	39百万円
②上記①のほか、当社および子会社が会計監査人に支払うべき、金銭その他の財産上の利益の額	_
合 計	39百万円

<sup>(</sup>注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (4) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### (5) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

#### (6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める解任の他、会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合および公序良俗に反する行為があったと判断した場合には、その事実に基づき会計監査人の解任または不再任の検討を行い、解任または不再任が妥当と判断したときは、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会に株主総会の目的とすることを求めます。

#### 6. 業務の適正を確保するための体制整備に関する基本方針

当社は、遵守すべき精神的なよりどころとして「眞心」を社是と定め、総合設備エンジニアリング企業として、お客様のために高度な価値を付加した生活・事業環境を創出することにより、社会の発展に貢献することを企業使命とする企業理念を定め、会社の進むべき方向を具体的に示している。この基本方針に従って必要な組織・制度を継続的に整備するとともに、社長を委員長とする内部統制委員会を設置し、中電エグループー体となって適正な事業活動を推進する。

# (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役会を原則毎月1回開催し、経営の方針・計画や重要な業務執行の決定を行うとともに、取締役の職務の執行が適法・適正でかつ効率的に行われているか監督する。また、執行役員に対して、必要に応じて業務執行の状況について、取締役会への報告を求める。
- ② 会長および社長ならびに会長が指名した取締役と、監査役が出席する経営政策会議を原則毎月1回以上開催し、取締役会に付議する事項を含め経営に関する重要事項を協議する。
- ③ 執行役員制度を採用して、取締役会の意思決定・監督機能の強化および業務 執行の効率化を図る。
- ④ 取締役および使用人が法令、定款、企業理念に定めた行動指針、コンプライアンス方針および「企業倫理規程」等の諸規程を遵守するよう、コンプライアンス担当部門は、法令遵守等の教育を徹底し、推進する。

また、コンプライアンスに関する重要事項を審議するため、社長を委員長とする「企業倫理委員会」を設置する。また、公益通報者保護法に則り、「企業倫理ヘルプライン」を設置し、相談者保護を含めた的確な対応を行う。

- ⑤ 財務報告の信頼性確保を目的として、財務報告に係る内部統制システム(情報技術統制を含む)を整備・運用する。
- ⑥ 反社会的勢力による不当要求等へ対応する組織を設置し、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、断固として排除する。
- ⑦ 内部監査部門は、会社の業務執行状況を監査し、指導・指摘した事項を社長に報告する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書(電子文書含む)等については、「文書規程」等において、法令に定めがあるものについては少なくともその期間、法令に定めがないものについても合理的な保存期間を定め、また、「情報管理規程」において、情報の改ざん・漏洩等を防止するとともに、情報が必要なときに正しく利用できるよう、適切に保存・管理を行う。

#### (3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 「リスク管理規程」を定め、各部門において各種リスクの洗い出し、評価、対応策の検討を行い、経営計画に反映して継続的にリスク管理を実践する。
- ② 「危機管理規程」を定め、危機の発生によって引き起こされる影響を最小限に とどめるために、必要な防災体制ならびに緊急体制を確立し、当社事業活動を 円滑かつ適切に遂行する。
- ③ 非常事態その他重大な経営リスクが生じるおそれがある場合または生じた場合には、緊急体制を構築し対策本部を設置して、情報を一元的に収集・管理し、迅速かつ的確に対策を検討・実施するとともに、適時・的確に情報公開を行う。

#### (4) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 経営計画において、経営方針・目標を明確に定め、マネジメントサイクルを 展開することにより、効率的な事業運営を推進する。
- ② 組織・業務分掌・職務権限・諸制度・情報システム等を必要により見直し、 効率的な業務執行が行われる体制を構築する。
- ③ 内部監査部門は、業務の効率化が推進されているかを調査し、指導・指摘した事項を社長に報告する。

#### (5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① グループ企業の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) グループ企業統括部門は、グループ企業の適法かつ適正な事業活動の推進、ならびにコンプライアンス体制の整備について、適切に指導・支援を行う。

- 2) 当社が設置する企業倫理ヘルプラインは、グループ企業からの相談・通報 に的確な対応を行う。
- 3) 当社の内部監査部門は、グループ企業における業務の適正を確保する観点から、監査を実施し、指導・指摘した事項を社長に報告する。
- 4) 当社の監査役は、必要により、グループ企業の調査を行うとともに、グループ企業の監査役から監査に関する報告を求め、企業グループの業務の適正確保に努める。
- ② グループ企業の損失の危険の管理に関する規程その他の体制 グループ企業におけるリスク管理を推進する体制整備については、当社の 関係部門が連携して適切に指導・支援を行う。
- ③ グループ企業の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - 1) グループ企業における重要な業務執行の決定に際して、必要により当社への協議を求める。
  - 2) グループ企業において、コンプライアンスまたはリスク管理の観点からグループ経営に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合、または発生が見込まれる場合には、当社への報告を求める。
- (6) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
  - ① 取締役の指揮命令外の組織として、監査役の職務を補助する専任部門を設置し、必要な使用人を配置する。
  - ② 当該使用人の取締役からの独立性を確保するため、取締役の職務の執行に係る業務の兼務をさせず、人事異動等については、監査役と事前協議を行う。また、監査役からの当該使用人に対する指示の実効性を確保するため、監査役の指揮命令に従わせる。

#### (7) 当社の監査役への報告に関する体制

- ① 当社の取締役および使用人が当社の監査役に報告をするための体制
  - 1) 取締役会をはじめ、経営政策会議等の重要会議には監査役の出席を求める ほか、取締役および使用人は監査役へ定期的に職務執行状況の報告を行う。
  - 2) 取締役および使用人は、法令および監査役会が定めた「監査役会規程」等に基づき、監査役および監査役会に対して必要な事項を報告する。
- ② グループ企業の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ企業の取締役の職務の執行に関する報告やグループ企業に係る上記① 2)の報告を受けた当社の取締役および使用人は、遅滞なく当社の監査役に報告を行う。

③ 当社の監査役に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを 確保するための体制

当社の監査役に報告をした者に対して、その報告を行ったことを理由とする不利な取扱いは行わないこととし、そのための体制を整備する。

# (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役が職務の執行のために請求した費用については、それが当該 監査役の職務に必要がないことを証明した場合を除き、速やかに処理を行う。

#### (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役は、監査役と意見交換を行うために定期的に会合し、経営全般について認識を深める。
- ② 取締役および使用人は、監査役から職務執行状況の聴取および重要な決裁書類の閲覧等を求められた場合は、速やかにこれに応じる。また、内部監査部門は、監査役に内部監査の結果を適宜情報提供するなど、監査の実効性を高められるように協力する。

#### (当社の運用状況)

○ 中期経営計画を策定し、総合設備エンジニアリング企業として、更なる成長を目指して事業の拡大と将来を見据えた施策を展開するにあたり、社外取締役1名および社外監査役3名をメンバーに含む取締役会を12回開催し、経営の基本方針等の決定を行うとともに業務執行状況等の報告を受け、取締役の職務執行を監督しております。

また、当期については、企業倫理委員会を2回開催し、企業倫理推進に関する施策や企業倫理ヘルプラインへの対応に関する社外有識者3名を含む各委員からの積極的な提言・意見等をもとに、継続的に企業倫理の推進に取り組んでおります。

なお、平成27年6月から適用されているコーポレートガバナンス・コード へは適切に対応のうえ、実施事項等を開示しております。

○ 事業活動を行ううえで潜在するリスクを的確に把握し、組織的かつ適切な予防策を講じるとともに、その対応状況を経営政策会議および取締役会に付議しております。

また、危機の発生によって引き起こされる影響を最小限にとどめるために、 防災体制・緊急体制の運営状況等を監督する危機管理責任者(総務部長)を設 置するなど、危機管理の体制を整備するとともに、事業継続計画に基づく従業 員の安否確認訓練等に取り組んでおります。 ○ 中電エグループ経営要綱において、グループ経営の基本的な考え方およびグループ企業の管理・支援等についての基本的な仕組みを定めており、重要事項に関する協議・報告ならびに中電エグループ社長会議等を通じて、グループ企業の事業活動に対する管理・支援等を行っております。

また、必要により当社およびグループ企業を対象とした会議体を設置し、企業倫理の推進やリスク管理についても管理・支援等を行っております。

各グループ企業においては、業務管理の仕組みや業務運営等の改善に継続的 に取り組んでおり、当社はこうした取り組みに適宜支援等を行っております。

- 当社の内部監査部門である考査室は、考査計画に基づき、監査役および会計 監査人と連携を図りながら、当社およびグループ企業の内部監査を実施してお ります。
- 当社の監査役への報告については、監査役に対して、経営政策会議・企業倫理委員会等の重要会議への出席を求めるとともに、定期的に監査役へ職務執行報告を行っております。

また、監査役と協議のうえ報告事項を申し合わせて、当社およびグループ企業の経営に影響を及ぼす事項等について、速やかに監査役へ報告を行っております。

監査役の監査が実効的に行われることを目的として、代表取締役と社外監査 役を含む監査役をメンバーとする意見交換会を開催し、ガバナンス体制のあり 方等に対する意見交換を実施しております。

- (注) 本事業報告は、次により記載しております。
  - 1. 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
  - 2. 比率は、表示単位未満を四捨五入により表示しております。
  - 3. E-Ship<sup>®</sup>は野村證券株式会社の登録商標です。 E-Ship<sup>®</sup> (Employee Shareholding Incentive Plan の略称) は、米国で普及している従業 員持株制度ESOP (Employee Stock Ownership Plan) を参考に、野村證券株式会社および野 村信託銀行株式会社が従業員持株会の仕組みを応用して開発した従業員向けインセンティブ・プ ランです。

# 連結貸借対照表

資 産 (	の部		カ 部
流 動 金 薄 銀那・ 元	118,941 17,208 45,295 45,739 5,131 552 1,313 1,882 1,900 △84	流動 (集) (集) (集) (集) (共) (共) (共) (共) (共) (共) (共) (共	38,215 27,375 61 227 2,671 3,423 35 52 49 4,317
固 定 資 資 産 産 産 産 産 大 固 ・ 工具器具 ・ 工具器具 当 み し み で し み で し み で し み で し み に か に か に か に か に か に か に か に か に か に	141,132 31,211 38,719 10,484 12,923 1,376 65 △32,358	固定負債       リース債務       繰延税金負債       役員退職慰労引当金       退職給付に係る負債       その他       負債合計	6,800 460 64 118 5,986 170 <b>45,015</b>
無形固定資産	1,049	純 資 産	の部
投資その他の資産 投資有価証券 長期貸付金 繰延税金資産 退職給付に係る資産 その他 貸倒引当金	108,870 94,326 5,808 680 30 8,141 △117	株 章 資本 資本 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 乗 額 金金金 金金	201,885 3,481 189 208,988 △10,773 11,176 10,680 3 492 168 1,827 215,058
資 産 合 計	260,073	負債純資産合計	260,073

# 連結損益計算書 (章 平成27年4月1日) 至 平成28年3月31日)

	<del></del>	位:日万円(木両切括)
科目	金	額
売上高完成工事高その他の事業売上高売上原価	136,563 11,188	147,752
完成工事原価 その他の事業売上原価 売上総利益	116,354 9,971	126,326
元 工 事 総 利 益 完 成 工 事 総 利 益 その他の事業総利益 販売費及び一般管理費 営 業 利 益	20,208 1,217	21,425 10,448 <b>10,977</b>
営	1,239 431 1,534 679 1 8 28	3,885
工 具 器 具 等 処 分 損 支 払 手 数 料 そ の 他	5 12 3	58
経 常 利 益		14,804
特 別 利 益	43 1,307 183	1,350
減 損 損 失 投資有価証券評価損	125	318
税金等調整前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 法 人 税 等 調 整 額	3,233 1,474	<b>15,836</b> 4,708
当期 純 利 益 非支配株主に帰属する当期純利益 親会社株主に帰属する当期純利益		<b>11,128</b> 239 <b>10,889</b>

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日) 至 平成28年3月31日)

		株	主 資	本	(>  (>  (>  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -  -
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	3,481	195	202,414	△9,260	196,830
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△4,761		△4,761
親会社株主に帰属する当期純利益			10,889		10,889
自己株式の取得				△1,675	△1,675
自己株式の処分		△5		162	156
連結範囲の変動			446		446
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	△5	6,574	△1,512	5,055
当 期 末 残 高	3,481	189	208,988	△10,773	201,885

	7	の他の包括	舌利益累計	額			//* '/P T A = 1
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	新株予約権	的権 非支配株主持分	純資産合計
当 期 首 残 高	14,954	28	2,514	17,496	120	1,600	216,047
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△4,761
親会社株主に帰属する当期純利益							10,889
自己株式の取得							△1,675
自己株式の処分							156
連結範囲の変動							446
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△4,273	△24	△2,022	△6,319	48	227	△6,044
当期変動額合計	△4,273	△24	△2,022	△6,319	48	227	△989
当 期 末 残 高	10,680	3	492	11,176	168	1,827	215,058

# 貸 借 対 照 表 (平成28年3月31日現在)

資 産 (	 D 部		<u> </u>
流 現受電完有未材短前繰そ貸 動 全取記事 事貯貸 金取記事 事貯貸 金の引 を取記事 事貯貸 金の引 を取記事 事貯貸 金の引 をの引	111,017 15,051 4,849 2,920 32,292 45,739 4,952 546 1,100 4 1,692 1,899 △31	(責金金務金用等金金益金金他) (責本借ス払 大きり では できます できます できます できます できます できます できます できます	32,537 22,423 61 771 2,451 996 2,472 3,053 148 16 36 52 52
<b>固 定 育 産 産 産 育 形 物</b> ・	139,559 30,071 14,552 239 657 12,226 2,391	固定負債       リース債務       退職給付引当金       その他       負債合計       純資産	8,621 1,814 6,659 147 41,159 の 部
建設仮勘定 無形固定資産 ソフトウェン リースの で で で で で で で の 他 で で の で の で の の の の	2 <b>948</b> 892 4 50	株 主 資 本 資 本 金 資 本 剰 余 金 資 本 準 備 金 その他資本剰余金 利 益 剰 余 金	198,612 3,481 189 25 164 205,715
投資 その他の資本の他の資本の他の質素をの他の情報を関係を関係を関係を関いる。 当年 の 引 の 引 を	108,539 91,562 1,926 530 408 98 5,857 11 205 524 1,757 5,798 △141	利 新 華 金金 金金 を	203,713 870 204,844 5 2,139 173,400 29,299 △10,773 10,636 10,636 168
資 産 合 計	250,576	負債純資産合計	250,576

# 損益計算書

(自 平成27年4月1日) 至 平成28年3月31日)

科目	金	額
売 上 高		
完 成 工 事 高		134,345
売 上 原 価		
完成工事原価		116,383
一 売 上 総 利 益 ・ 完 成 工 事 総 利 益		17,962
販売費及び一般管理費		8,109
営業 利益		9,852
営業外収益		
受取利息配当金	1,720	
投資有価証券償還益	1,534	
そ の 他	667	3,921
営業 外費 用		
売 上 割 引	8	
災害事故関係費工具器具等処分損	29	
エ 共 品 共 寺 処 刀 損 そ の 他	4	46
経常利益		13,727
特別利益		
固定資産処分益	33	
投資有価証券売却益	1,307	1,341
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	176	
減 損 損 失	125	
投資有価証券評価損	9	310
税引前当期純利益	0.016	14,757
法人税、住民税及び事業税	2,819	4.204
法 人 税 等 調 整 額 <b>当 期 純 利 益</b>	1,474	4,294 <b>10,463</b>
当期 純 利 益		10,463

# 株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日) 至 平成28年3月31日)

						<u> 111</u> • ⊟/	<u> </u>	<u>`俩切拾)</u>
			株	主	資	本		
		資本乗	割余金		利	益 剰 弁	金金	
	資本金	資本	その他	利益		その他利	益剰余金	
		準備金	資 本 剰余金	準備金	特別償却 準備金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益剰 余金
当 期 首 残 高	3,481	25	170	870	6	2,096	173,400	23,640
当 期 変 動 額								
剰余金の配当								△4,761
特別償却準備金の取崩					△1			1
実効税率変更に伴う準備金の増加額					0			△0
固定資産圧縮積立金の積立						33		△33
固定資産圧縮積立金の取崩						△39		39
実効税率変更に伴う積立金の増加額						49		△49
当 期 純 利 益								10,463
自己株式の取得								
自己株式の処分			△5					
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	_	_	△5	_	△0	43	_	5,659
当 期 末 残 高	3,481	25	164	870	5	2,139	173,400	29,299

	株主	資 本	評価・換算差額等			
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	新株予約権	純資産合計	
当 期 首 残 高	△9,260	194,429	14,912	120	209,462	
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△4,761			△4,761	
特別償却準備金の取崩		_			_	
実効税率変更に伴う準備金の増加額		_				
固定資産圧縮積立金の積立						
固定資産圧縮積立金の取崩						
実効税率変更に伴う積立金の増加額						
当期純利益		10,463			10,463	
自己株式の取得	△1,675	△1,675			△1,675	
自己株式の処分	162	156			156	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△4,275	48	△4,227	
当期変動額合計	△1,512	4,183	△4,275	48	△44	
当 期 末 残 高	△10,773	198,612	10,636	168	209,417	

#### 連結計算書類の会計監査人の監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 中 電 工 取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 柴田 良智 🕮

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 中原 晃生 🗊

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社中電工の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、株式会社中電工及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間 の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 会計監査人の監査報告書

#### 独立監査人の監査報告書

平成28年5月11日

株式会社 中 電 工 取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 柴田 良智印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 中原 晃生 🗊

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社中電工の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその 附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と 認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附 属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定 し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 監査役会の監査報告書

#### 監査報告書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第100期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容
- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に則り、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門である考査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業場等において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借 対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならび に連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注 記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。 また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行に ついても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

#### 平成28年5月12日

#### 株式会社 中電工 監査役会

常任監査役(常勤) 赤丸 達治 印

監査役 (常勤) 廣田 充 印

監査役(社外監査役) 信末 一之(印)

監査役(社外監査役) 椎木 タカ 印

監査役(社外監査役) 川平 伴勅印

以上

## 株主総会参考書類

#### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、次の「資本政策の基本的な方針」に基づき、持続的・安定的なより高水準の配当を行うことを重視し、DOE(連結株主資本配当率)2%を目処に配当を行う配当方針としております。

#### 【資本政策の基本的な方針】

当社は、通常の運転資金と突発的なリスクへの対応を考慮したうえで、持続的な成長のための投資に内部資金を活用するとともに、業績や経営環境等を総合的に勘案し、株主還元を充実していくことにより、中長期的な企業価値の向上を目指す。

- ① 持続的な成長のための投資 事業の拡大、人材育成・研究開発強化等、将来の成長 に繋がる投資に内部資金を有効活用する。
- ② 株主還元の充実

業績等を踏まえつつ、持続的・安定的な配当を行う。 また、経営環境等を総合的に勘案したうえで、必要に 応じて自己株式取得を実施する。

これにより、当期の期末配当につきましては、次のとおりとさせて いただきたいと存じます。

- 配当財産の種類
   金銭
- 2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金41円 総額2.392.644.421円
- 3. 期末配当が効力を生じる日 平成28年6月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

- 1. 変更の理由
  - (1) 当社および子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業内容の多様化、拡大に備え、現行定款第2条につきまして、事業目的を追加するものであります。
  - (2) 当社は、最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に 継続的に取り組むこととしており、取締役会のあり方を、より経 営の監視・監督に重点を置く体制としてまいります。

その一環として、権限委譲により業務執行機能を強化し、業務 執行責任の明確化を図るため、取締役副社長、専務取締役および 常務取締役の役付取締役を廃止し、委任型の役付執行役員制度を 導入いたします。

これらに伴い、現行定款第25条および第26条につきまして、役付取締役に関する文言を一部削除するなど所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(注) 下線部分は変更箇所を示す。

玗	記行 定款	変	更	案
(目的)		(目的)		
	会社は、次の事業を営むこ 目的とする。	第2条	(現行ど	`おり)
1.		1.		
<b>\</b>	(条文省略)	>	(現行ど	`おり)
15.		15.		
	(新 設)	16. 発電を	および電	気の供給に関す
		る事業		
<u>16.</u>		<u>17.</u>		
}	(条文省略)	>	(現行ど	`おり)
<u>19.</u>		<u>20.</u>		
	(新 設)	21. 農業に	関する事	<u>業</u>
<u>20.</u>	(条文省略)	<u>22.</u>	(現行ど	`おり)

#### 現行定款

変 更 案

(役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を<u>おき取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定す</u>ることができる。

- 2. (条文省略)
- 3. 取締役副社長、専務取締役お よび常務取締役は、社長を補佐 し会社の業務を執行する。

(代表取締役)

第26条 (条文省略)

- 2. 取締役社長および取締役副社 長は各自当会社を代表する。
- 3. 前項のほか、必要に応じて取締役会の決議によって、<u>専務取締役</u>の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。

(役付取締役)

第25条 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名をおく。

(現行どおり)
 (削 除)

(代表取締役)

第26条 (現行どおり)

- 2. 取締役社長は当会社を代表する。
- 3. 前項のほか、必要に応じて取締役会の決議によって、<u>取締役</u>の中から当会社を代表する取締役を定めることができる。

#### 第3号議案 取締役12名選任の件

取締役全員(13名)は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。

当社は、最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組むこととしており、取締役会のあり方を、より経営の監視・監督に重点を置く体制としてまいります。

その一環として、権限委譲により業務執行機能を強化し、業務執行 責任の明確化を図るため、委任型の役付執行役員制度を導入いたしま す。

これらに伴い、社外取締役(独立役員)を1名増員するとともに取締役(社外取締役を除く)を2名減員し、取締役12名(内、社外取締役2名)をご選任願いたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

(五十音順)

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数			
1	が とう 意 で 伊 藤 聖 彦 (昭和27年5月10日) 再任	昭和46年4月 当社入社 平成22年6月 当社党業本部ソリューション営業部長 平成23年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業本部以リューション営業部長 平成24年6月 当社執行役員営業本部副本部長兼営業本部営業企画部長 平成26年6月 当社取締役兼執行役員営業本部副本部長兼営業本部ソリューション営業部長現在に至る 「重要な兼職の状況」株式会社イーペック広島監査役	4,800株			
	【取締役候補者とした理由】 当社の営業部門において、部門方針・目標の策定や施策の推進等に携わるとともに、設計・経営企画部門等においても豊富な経験と実績を有しております。また、取締役として、重要な業務執行の決定および監視・監督の役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。					

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数		
2	並 由 紀 男 (昭和26年8月31日) 再任	昭和49年4月 当社入社 平成22年6月 当社取締役兼執行役員技術本部副本部長兼技術本部空調管技術部長兼安全衛生・品質環境担当 平成23年6月 当社取締役兼執行役員技術本部長兼人材開発担当 平成24年6月 当社常務取締役兼執行役員営業本部長兼営業本部海外事業部長兼人材開発担当 平成26年6月 当社代表取締役専務兼執行役員業務全般営業本部長兼人材開発担当現在に至る(重要な兼職の状況)株式会社サンフレッチェ広島取締役	6,600株		
	い見識を有しており、 業務執行を統括してお	上理由】 支術部門・営業部門の要職を歴任し、各分野において豊富な終現在営業部門の総責任者として、部門方針を策定し目標の過 うります。また、取締役として、重要な業務執行の決定および こしており、引き続き取締役候補者としたものであります。	達成に向け		
3	えのき だ こう いち 榎 田 好 一 (昭和23年3月21日) 再任 社外 独立 社外取締役在任年数 4年 (本総会終結の時)	平成19年4月 広島県教育委員会 教育長 平成23年3月 広島県教育委員会 退職 平成23年4月 比治山大学・比治山大学短期大学部 客 員教授 (平成26年3月 退任) 平成23年5月 学校法人鶴学園 参与 平成24年6月 当社取締役 現在に至る 平成27年4月 学校法人鶴学園 監事 現在に至る (重要な兼職の状況) 学校法人鶴学園 監事	900株		
, ,	【社外取締役候補者とした理由】 過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、大学教授、学校法人での要職など豊富な経験と幅広い見識を活かし、独立、公正な立場から取締役会において積極的にご発言いただき、業務執行を監視・監督する役割を適切に果たしており、引き続き社外取締役候補者としたものであります。 【独立性に関する考え方】				

-同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しておりま

同氏は、学校法人鶴学園の監事であります。当社と学校法人鶴学園との間に空調・管工事 等の取引関係がありますが、直近3事業年度における年間平均取引額は、当該期間における 当社の年間平均連結売上高の1%未満と少額であります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数		
4	緒 方 秀 文 (昭和32年5月21日) 再任	昭和56年4月 当社入社 平成22年7月 当社総務部次長兼広報担当課長 平成23年6月 当社秘書室長兼人事部長 平成25年6月 当社執行役員秘書室長兼人事部長 平成26年6月 当社取締役兼執行役員秘書室長兼総務部 長兼人事担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社島根エレテック監査役 株式会社島取エレテック監査役 株式会社中電エワールドファーム取締役	1,500株		
	に幅広く精通しており	t理由】 ・営業部門等の業務に携わり、担当部門の責任者として会社の ります。また、取締役として、重要な業務執行の決定および覧 いており、引き続き取締役候補者としたものであります。			
5	小畑 博 党 (昭和25年12月29日) 再任	平成20年6月       中国電力株式会社常務取締役経営企画部門長 当社監査役 (平成23年6月 退任)         平成22年6月       中国電力株式会社常務取締役グループ経営推進部門長         平成23年6月       同社代表取締役副社長 販売事業本部長可成24年6月         中国電力株式会社常務取締役グループ経営推進部門長         平成23年6月       同社代表取締役副社長 お客さまサービス本部長         平成26年6月       当社代表取締役社長現在に至る(重要な兼職の状況)ー般社団法人広島電業協会会長	2,600株		
	【取締役候補者とした理由】 当社の最高執行責任者として、重要な業務執行の決定など、会社業務の執行を統括しております。経営者として豊富な経験と実績を有しており、重要な方針の決定や業務の遂行に強いリーダーシップと判断力を発揮するとともに、重要な業務執行の決定および監視・監督の役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。				

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数		
6	がな やま たか ゆき 幸 (昭和25年7月17日) 再任	昭和49年4月 当社入社 平成22年6月 当社取締役兼執行役員技術本部電気技術部長 平成23年6月 当社取締役兼執行役員技術本部副本部長 兼技術本部電気技術部長 平成24年6月 当社常務取締役兼執行役員技術本部長兼 技術本部技術センター長兼安全衛生担当 平成25年6月 当社常務取締役兼執行役員技術本部長兼 原価管理担当兼資材担当 平成27年6月 当社専務取締役兼執行役員技術本部長兼 原価管理担当兼資材担当 現在に至る (重要な兼職の状況) CHUDENKO(Malaysia)Sdn.Bhd.取締役	7,500株		
	【取締役候補者とした理由】 当社の事業場長や技術部門の要職を歴任し、同分野における豊富な経験と実績を有しており、現在技術部門の総責任者として、部門方針を策定し目標の達成に向け業務執行を統括しております。また、取締役として、重要な業務執行の決定および監視・監督の役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。				
7	展在   株   で 次 (昭和30年4月26日)	昭和54年4月 当社入社 平成22年6月 当社入社 平成23年6月 当社取締役兼執行役員総務部長兼が務部長 平成23年6月 当社取締役兼執行役員総務部長兼秘書担 当兼人事担当兼労務担当 平成26年6月 当社常務取締役兼執行役員経営企画室長 平成26年7月 当社常務取締役兼執行役員経営企画室長 兼事業創出担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社山□エレテック監査役	3,700株		
	【取締役候補者とした理由】 当社の事業場長や総務・人事・営業・経営企画部門等の業務に携わり、担当部門の責任者 として会社の業務運営に幅広く精通しております。また、取締役として、重要な業務執行の 決定および監視・監督の役割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであ ります。				

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	
8	(昭和27年10月4日)  再任	昭和46年4月 当社入社 平成18年7月 当社廿日市営業所長 平成20年7月 当社出雲支社長 平成22年6月 当社執行役員島根統括支社長 平成24年6月 当社執行役員山口統括支社長 平成27年6月 当社取締役兼執行役員広島統括支社長 現在に至る	800株	
	【取締役候補者とした理由】 中国地方の各地域で事業場長を務めており、担当地域の総責任者として豊富な経験と実績 を兼ね備えております。また、取締役として、重要な業務執行の決定および監視・監督の役 割を適切に果たしており、引き続き取締役候補者としたものであります。			
9	神 出 夢 (昭和21年3月27日) 再任	平成20年2月 中国電力株式会社代表取締役副社長 コンプライアンス推進部門長 グループ経営推進部門長 平成20年6月 同社代表取締役副社長 コンプライアンス推進部門長 平成23年6月 当社代表取締役社長平成26年6月 当社代表取締役会長現在に至る (重要な兼職の状況)株式会社広島ホームテレビ取締役	23,600株	
	な経験と幅広い見識によび取締役会の議長を	- 理由】 E者として会社の業務を総理するとともに、経営陣トップとし E基づき、強いリーダーシップを発揮しております。また、† を務めるなど、業務執行を監視・監督する役割を適切に果た 者としたものであります。	朱主総会お	

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地	2位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
10	型	平成21年7月 平成24年6月 平成26年6月	当社入社 当社営業本部電気技術部第二工事担当課長 当社広島東部支社長 当社執行役員技術本部副本部長兼技術本 部電気技術部長 当社取締役兼執行役員技術本部副本部長 兼技術本部電気技術部長 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社中電エテクノ監査役	2,700株
	場長を務めるなど豊富	おいて、部門方針 富な経験と実績をす	・目標の策定や施策の推進等に携わるとと 有しております。また、取締役として、重 切に果たしており、引き続き取締役候補者。	要な業務執
11	のり がね とり まき 法 宗 亨 昭 (昭和26年5月16日) 再任	平成20年10月 平成21年6月 平成23年6月 平成24年6月	中国電力株式会社流通事業本部付 当社へ出向 当社執行役員電力本部副本部長兼電力本 部電力部長 当社入社 当社執行役員電力本部副本部長兼電力本 部電力部長 当社取締役兼執行役員電力本部長兼電力 本部電力部長 当社常務取締役兼執行役員電力本部長兼 電力本部電力部長兼安全衛生担当 当社常務取締役兼執行役員経営企画室長 兼電力本部長 当社常務取締役兼執行役員電力本部長兼 安全衛生・品質環境担当 現在に至る (重要な兼職の状況) 株式会社岡山エレテック監査役	5,700株
	門等、幅広い分野に て、部門方針を策定	 こおいて電力流通分 おいて豊富な経験 し目標の達成に向	分野に携わるとともに、当社の電力部門や と実績を有しており、現在電力部門の総覧け業務執行を統括しております。また、E ・監督の役割を適切に果たしており、引き	責任者とし 収締役とし

候補者としたものであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数	
	第任 社外 独立	平成13年3月マツダ株式会社商品企画ビジネス戦略本部副本部長平成15年10月同社広報渉外本部副本部長平成17年5月同社広報渉外本部長平成20年5月同社広報本部長平成22年6月同社監査役 (平成26年6月 退任) 現在に至る	0株	
12	【社外取締役候補者とした理由】 マツダ株式会社の広報部門においてマネージメントに携わるなど豊富な経験と、同社で監査役を務めたことによる高い見識をもとに、当社の経営に関して客観的な視点から意見をいただくことにより、取締役会の監視・監督機能が強化されることを期待し、新たに社外取締役候補者としたものであります。 【独立性に関する考え方】 同氏は当社の「独立性判断基準」を満たしており、独立性があるものと判断しております。 同氏は、平成22年6月までマツダ株式会社の業務執行者でした。当社とマツダ株式会社との間に屋内電気、空調・管工事等の取引関係がありますが、直近3事業年度における年間平均取引額は、当該期間における当社の年間平均連結売上高の1%未満と少額であります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。
  - 3. 榎田好一および見立和幸の両氏は、社外取締役候補者であります。
  - 4. 社外取締役候補者に関する事項
    - ① 責任限定契約の締結

当社は、社外取締役である榎田好一氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。また、社外取締役候補者である見立和幸氏の選任が承認された場合、同様の責任限定契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額であります。

- ② 独立性判断基準
  - 当社は、会社法に定める社外取締役または社外監査役の要件、および東京証券取引所の上場規程に基づく独立性基準を満たすことを、当社の独立性判断基準としております。
- ③ 独立役員の届出

当社は、榎田好一および見立和幸の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

#### 第4号議案 監査役2名選任の件

監査役赤丸達治および信末一之の両氏は、本総会終結の時をもって 任期が満了となりますので、あらためて監査役2名(内、社外監査役 1名)をご選任願いたいと存じます。

なお、本議案につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

(五十音順)

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、	地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
	************************************		中国電力株式会社エネルギア事業部門部 長 (事業開発) 同社 C S R 推進部門部長 (広報) 兼電源	
		十成19年0月	事業本部上関原子力立地プロジェクト部長(広報)	
		平成20年 6 月	同社執行役員コンプライアンス推進部門	
1		平成24年 6 月	部長(総務)同社常務取締役コンプライアンス推進部	0株
		平成26年 6 月	門長 同社常務取締役コンプライアンス推進部	
			門長 管財部門長 現在に至る	
			(重要な兼職の状況) 中国電力株式会社常務取締役	
	【社外監査役候補者とした理由】			
	<u>-</u>		見識を活かし、取締役の職務の執行を監査し	ハただくこ
	とを期待し、新たに盟			, , , , , ,

**—** 41 **—** 

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当 社株式の数
2	が た だ	平成21年6月 中国電力株式会社グループ経営推進部門 部長 (経理) 平成23年6月 当社取締役兼執行役員経理部長 平成24年6月 当社取締役兼執行役員経理部長兼情報システム担当 平成26年6月 当社常務取締役兼執行役員経理部長兼労務担当兼情報システム担当現在に至る (重要な兼職の状況)株式会社広島エレテック監査役	3,000株
	務、情報システム部門	, りり、財務および会計に関する知見を有しております。また、 門にも携わり、豊富な経験と幅広い見識を兼ね備えております して、取締役の職務の執行を監査いただくことを期待し、新が	す。これら

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
  - 2. 監査役候補者の所有する当社株式の数は、平成28年3月31日現在の状況を記載しております。
  - 3. 松村秀雄氏は、社外監査役候補者であります。

なお、同氏は、当社の特定関係事業者(主要な取引先)である中国電力株式会社の常務取締役であります。

4. 責任限定契約の締結

当社は、監査役候補者である松村秀雄および四方田茂の両氏の選任が承認された場合、責任限定契約を締結する予定であります。

なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、報酬等の額の事業年度ごとの合計額のうち最も高い額に2を乗じた額であります。

## 第5号議案 取締役(社外取締役分)の報酬額の改定および監査役の報酬額の改定 の件

当社役員の報酬制度は、平成24年6月27日開催の第96回定時株主総会でご承認いただき今日に至っており、その構成は、取締役(社外取締役を除く)について確定金額報酬、業績連動型報酬および株式報酬型ストックオプションであり、社外取締役および監査役について確定金額報酬のみであります。

このうち、取締役の確定金額報酬は年額30,000万円以内(内、社外取締役分は年額500万円以内)、監査役の確定金額報酬は年額7,000万円以内であります。

このたび、社外取締役(独立役員)の1名増員や独立役員(社外取締役2名、社外監査役2名)の役割の増加等を勘案し、社外取締役および監査役の確定金額報酬額を次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 取締役の確定金額報酬の額

取締役の確定金額報酬の内、社外取締役分を年額500万円以内から1,300万円以内といたしたいと存じます。

なお、取締役の確定金額報酬は、現行どおり年額30,000万円 以内とし、変更しないものといたします。

また、取締役の員数は、現在13名(内、社外取締役1名)ですが、第3号議案が原案どおりに承認可決されますと、本総会終結の時をもって12名(内、社外取締役2名)となります。

## 2. 監査役の確定金額報酬の額

監査役の確定金額報酬を年額7,000万円以内から7,300万円 以内といたしたいと存じます。

なお、監査役の員数は、現在5名(内、社外監査役3名)であり、第4号議案が原案どおりに承認可決されますと、引き続き5名(内、社外監査役3名)となります。

## (ご参考)

当社役員報酬制度の内容は、本招集ご通知14頁「4. 会社役員に関する事項(3)当期に係る取締役および監査役の報酬等の総額(注)2」に記載しております。

## 第6号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の 行使条件の改定の件

取締役に対する株式報酬型ストックオプションの報酬額および内容決定の件は、平成24年6月27日開催の第96回定時株主総会で、「取締役(社外取締役を除く)に対する報酬として年額8,000万円以内の範囲で、ストックオプションとして新株予約権を割り当てること」等につきご承認いただき今日に至っております。

このたび、委任型の役付執行役員制度を導入することに伴い、既に 取締役が保有している新株予約権、および今後取締役に付与する新株 予約権の行使の条件を次のとおりといたしたいと存じます。

(注) 下線部分は変更箇所を示す。

現行新株予約権の内容	変更案
<前略>	<前略>
(7) 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社 <u>取締</u> 役および監査役のいずれの地 位をも喪失した時点以降、新 株予約権を行使することがで きるものとする等、新株予約 権の行使の条件については、 新株予約権の募集事項を決定 する当社取締役会において定 めるものといたします。	(7) 新株予約権の行使の条件 新株予約権者は、当社 <u>取締役、監査</u> 役および役付執行役 員のいずれの地位をも喪失した時点以降、新株予約権を行使することができるものとする等、新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものといたします。
<後略>	<後略>

なお、取締役(社外取締役を除く)に対する報酬は、現行どおり年額8.000万円以内の範囲とし、変更しないものといたします。

#### (ご参考)

当社役付執行役員(当社取締役を兼務する者を除く)に対しても、本定時株主総会終結の時以降、当社取締役(社外取締役を除く)に対するストックオプションとしての新株予約権の付与に併せ、同内容の新株予約権を当社取締役会の決議により、付与する予定であります。

以上

#### 【議決権の行使等についてのご案内】

1. 書面ならびに電磁的方法(インターネット等)による議決権行使が重複してな された場合の取扱い

書面と電磁的方法(インターネット等)により重複して議決権を行使された場合、電磁的方法(インターネット等)による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

2. 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使が重複してなされた場合の 取扱い

電磁的方法(インターネット等)により複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

3. 電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のご案内

電磁的方法 (インターネット等) により議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

※ 当日ご出席の場合は、書面(議決権行使書)または電磁的方法(インターネット等)による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

17

- (1) インターネットによる議決権の行使について
  - ① 議決権行使サイトについて
    - 1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは 携帯電話(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)※から、当社の指定 する議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)にアクセスしていただ くことによってのみ実施可能です(ただし、毎日午前2時から午前5時ま では取り扱いを休止します。)。
      - ※「iモード」は㈱NTTドコモ、[EZweb」はKDDI㈱、[Yahoo!] は 米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。
    - 2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
    - 3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、TLS暗号化通信(SSL通信)および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

4) インターネットによる議決権行使は、平成28年6月27日(月曜日)の 午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、 ご不明な点等がございましたら、下記へご確認ください。

(お問合わせ先)

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 電話 0120-173-027 (受付時間 午前9時~午後9時、通話料無料)

- ② インターネットによる議決権行使方法について
  - 1) 議決権行使サイト(http://www.evote.jp/)において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」(または株主様が登録されたパスワード)をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
  - 2) 株主様以外の方による不正アクセス(いわゆる「なりすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
  - 3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」 をご通知いたします。
- ③ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット 接続料金等)は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用 の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要にな りますが、これらの料金も株主様のご負担となります。
- ④ 招集ご通知の受領方法について

ご希望の株主様は、次回の株主総会から招集ご通知を電子メールで受領することができますので、パソコンまたはスマートフォンにより議決権行使サイトでお手続きください。

(携帯電話ではお手続きできません。また、携帯電話のメールアドレスを 指定することもできませんのでご了承ください。)

(2) 議決権電子行使プラットフォームについて 株式会社 I C J が運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主様は、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以 上

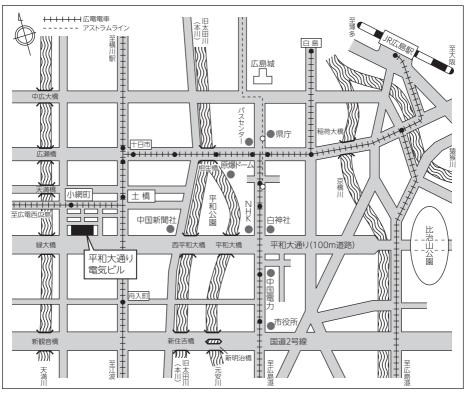
	$\langle \times$	Ŧ	欄〉
_			
_			

# 株主総会会場ご案内

会場 広島市中区小網町6番12号(平和大通り電気ビル) 当社本店11階大会議室 電話(082)291-7411(代表)

交通 広電電車 土橋または小網町停留場下車

<お願い> 駐車場の準備はいたしておりませんので、 ご了承のほどお願い申しあげます。







見やすく読みまちがえにくいユニバーサル デザインフォントを採用しています。 環境に配慮した植物油インキを 使用しています。